

下関市都市整備部まちなみ住環境整備課

〒750-8521 下関市南部町1-1 TEL 083-231-1225 FAX 083-231-1901

北九州市建築都市局総務部都市景観課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1 TEL 093-582-2595 FAX 093-582-2503

目 次

(+1	こめに	
	関門景観基本構想の背景と目的	
'	(1)背景と位置づけ	1
	(2)目的と構成	
2	関門景観の対象区域	2
2	(1)関門景観の区域	3
	(2) 関門景観の区域の構成	
1音	関門景観の現況と景観特性	
1	関門地域の現況	6
'	(1)関門の歴史	
	(2)関門の自然	
	(3) 関門の都市	
	(4)海峡にまつわる文学	
	(5)関門の祭り・交流イベント	
	(6)関門の主な視点場から観た風景	
	(7)市民の目から見た関門八景	
2	関門景観の特性と課題 ————————	
	(1)関門景観の魅 力	
	(2)景観構造	
	(3)景観資源の問題点	19
	(4)関門景観形成の課題	20
2章	関門景観形成の目標	
1	関門景観形成のテーマと目標 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	22
2		
_	INTO THE PARTY OF THE PARTY.	
3章	関門景観形成の基本方針 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	24
4章	関門景観形成推進に向けて	
	関門景観形成推進の考え方 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	28
	関門景観形成の誘導	28
	パートナーシップによる景観形成推進活動の展開	28
	V (2)	
		- Miles
		Marin San San

はじめに

1. 関門景観基本構想の背景と目的

(1) 背景と位置づけ

関門海峡を挟んだ関門地域は、両岸の変化に富む水際線、その沿岸に連続する街並み、その背景として広がる緑豊かな山並みが、早い潮の流れと多くの船舶が行き交う海を介し、一体となって四季折々に表情を変える美しい景観を形づくっています。また、海峡一帯は古代から人・モノの活発な交流を通して、独自の経済・文化圏を形成してきましたが、海峡を介した交通形態の変化などとともに、かつてのにぎわいがなくなってきた時期もありました。しかし、歴史に裏づけられた海峡でつながる地域の一体感や連帯感は現在も下関市、北九州市両市民の心に深く刻み込まれています。

下関市と北九州市はこうした中、関門景観を両市民はもとより、すべての人々にとってかけがえのない 共有財産としてその魅力を高め、地域の発展に結びつけていくまちづくりの一歩として、関門景観づくり に取り組むこととしました。平成10年8月3日「関門景観協定」が両市長により締結され、平成13年2月 14日には両市長による「関門景観共同宣言」が行われました。

両市は、これまで個別に下関市都市景観条例(平成8年施行)、北九州市都市景観条例(昭和60年施行)により、美しいまちづくりを目指して様々な景観形成の取り組みを進めてきました。両市は関門地域において、既存の全市的な条例に加え、共有財産である関門景観について、対岸や海上からの景観を特に重視した「関門景観条例」を平成13年10月3日に施行しました。このように複数の自治体が県域を越えて景観に関して同一名称・同一条文の条例を制定するのは全国初のことです。

「関門景観基本構想」は、この「関門景観条例」に基づき、関門景観の形成に関する目標及び基本方針、その推進のための方策を示した、関門景観の形成に関する基本的かつ総合的な構想です。

今後、両市は本構想に基づき、関門海峡を介して結びついてきた歴史や文化を踏まえ、現在のまちづくりの状況、さらにはまちづくり団体や市民レベルでの連携等を重視しながら、魅力ある関門景観を守り・育て・創り、将来の市民に継承してゆきます。

関門景観共同宣言

関門地域は、海峡のダイナミックな潮流や変化に富んだ海岸線、緑豊かな山々などの素晴らしい自然、そして歴史や文化が薫る美しい街並みが一体となって、対岸や海からの魅力的な景観をつくっています。

関門の景観は、国際航路を行き交う船と強い潮流で刻々と変化しています。四季折々に多彩な 表情をもち、一日のうちでも、朝に輝き夕べに映え、夜はその美しい夜景を映し合っています。

関門の景観は、北九州市民、下関市民はもとより、すべての人々にとってかけがえのない共 有財産であり、見る人に深い感銘を与えます。この関門の一体的な魅力は、互いに見合う両市 の市民が協力することにより、さらに高めていくことができます。

わたしたちは、この関門景観を愛し、両市民が共に力をあわせてその保全と創出に取り組み、さらに魅力あるものとして後世に引き継いでいくことを、共同でここに宣言します。 平成13年2月14日

北九州市長末吉興一

下関市長江島深

(2) 目的と構成

関門景観基本構想は関門景観の形成に関する基本的かつ総合的な構想として、「関門景観条例」において作成することを定められています。

本構想は、次のような目的と構成から成ります。

1. 目 的

関門景観基本構想は「関門景観条例」に定める次のような基本理念にのっとって作成するものです。

- ○関門景観の形成は、下関市及び下関市民又は北九州市及び北九州市民が個別に行うのみならず、両市及び両市民が、共同して行うことが求められていることにかんがみ、両市及び両市民はこれを連携して行わなければならない。
- ○関門景観の形成は、市域内部における景観のみならず、関門海峡の対岸及び海上からの眺望についても配慮して行わなければならない。
- ○関門景観が現在及び将来の市民にとってかけがえのない貴重な財産であることにかんが み、将来の市民に、より魅力あるものとして継承していかなければならない。

基本構想は、下関市及び北九州市の市民が共同で受け継いでいく貴重な財産である関門景観を保全し、育成し、創造するために、目指すべき景観形成の目標とその実現に向けた方針等を定めることにより関門景観の形成を進めるとともに、将来の市民に継承することを目的とします。

2. 構 成

関門景観条例において基本構想は次にかかげる事項について定めるものとされています。

- ○関門景観の形成に関する目標
- ○関門景観の形成に関する基本方針
- ○その他関門景観の形成に関する重要な事項

これを踏まえ、基本構想を以下に示すように構成します。

関門景観の現況と景観特性

関門景観の様々な魅力を整理し、その特性と今後の景観 形成に向けての課題を整理します。

関門景観形成の目標

関門景観の魅力を活かしながら、今後、目指すべき景観 形成のテーマ、及びテーマを達成するための目標と目標 像となる景観形成の骨格を定めます。

関門景観形成の基本方針

目標に向かって関門景観の形成を推進していくための基本的な方針を定めます。

関門景観形成推進に向けて

関門景観の形成を進めていく市民・事業者・行政の役割 を整理します。

2. 関門景観の対象区域

(1) 関門景観の区域

関門景観条例において、関門景観は

関門海峡並びにそれに面した地域における山並み等の自然環境、歴史や文化が薫る街並み及び人々の活動により構成される景観の総称をいう。

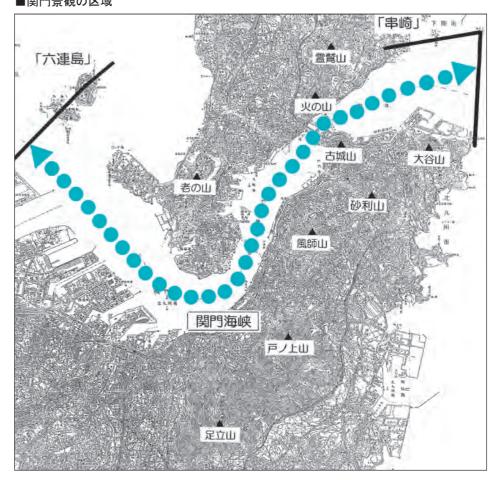
と定義されています。

関門海峡とは、下関市と北九州市に挟まれた、響灘(日本海)と周防灘(瀬戸内海)を結ぶ「六連島」から「串崎」までの約27kmの区間を言い、狭いところは幅600m、広いところは幅2,500mの"海"です。(三省堂コンサイス辞書より)

関門海峡は、大陸と日本を結ぶ国際的な海上交通の要衝として、「古事記」や「日本書紀」の頃からその名が登場し、近代には北前船の寄港地としても栄え、現在でも海上交通の要衝となっています。現在、航行する船舶数は日本一で、1日700隻の船が眼前を往来する眺めは、関門景観の特色となっています。

関門景観とは、この関門海峡に面する火の山や古城山、風師山等の下関と門司の両側の山並みで屛風状に囲まれた、まとまりのある領域の景観を言います。

■関門景観の区域

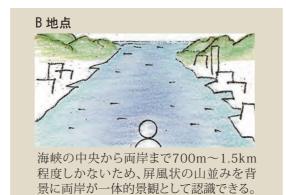


(2) 関門景観の区域の構成

関門景観は全体としてまとまりのある領域になっていますが、海峡の広がりや両岸の山並みの 状況等により海峡の幅が比較的狭く対岸の山並みや市街地を身近に意識でき、海から見て両岸 の一体感が認識できるゾーンとそれ以外のゾーンの2つで構成されています。

海からの見え方





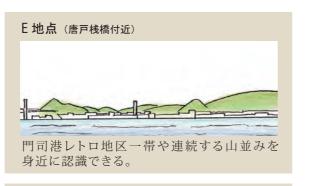


対岸からの見え方



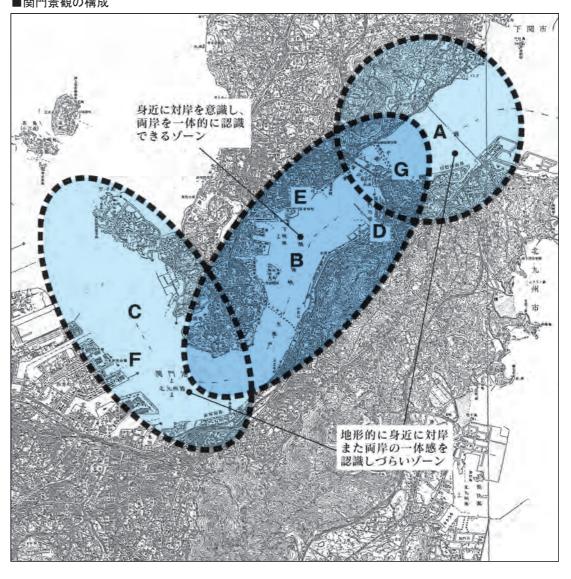








■関門景観の構成



1章 関門景観の現況と景観特性

1. 関門地域の現況

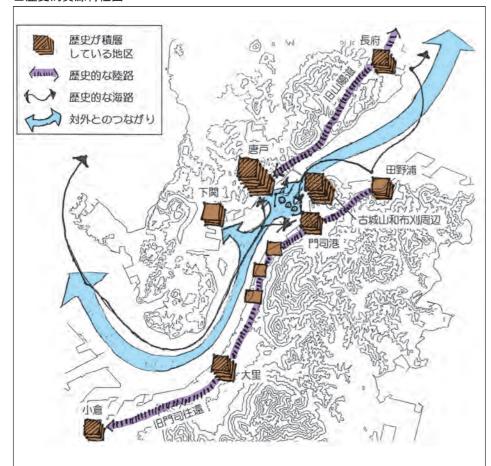
(1) 関門の歴史

関門海峡には、古代から以下のような3つの機能が求められていたため、全ての時代を通して 歴史の舞台となり、古代から現代に至るまでの歴史的資源が連続性を持って存在しています。鎌 倉時代・江戸時代・明治時代などといった一定の時期に集中していません。

- ○大陸にはじまった諸外国との交流・交易・防衛の拠点機能
- ○九州と本州の結節点としての国内交通監視機能
- ○日本海と瀬戸内海を結ぶ海上交通の要衝としての港湾都市機能

逆に、関門海峡には各時代を通して上記の機能が強く求められたため、「赤間関(唐戸周辺)」・ 「門司港周辺」・「大里周辺」といった港または港町周辺が各時代の舞台として再三登場し、そこ に歴史的資源が積層・集中して存在しています。

■歴史的資源特性図





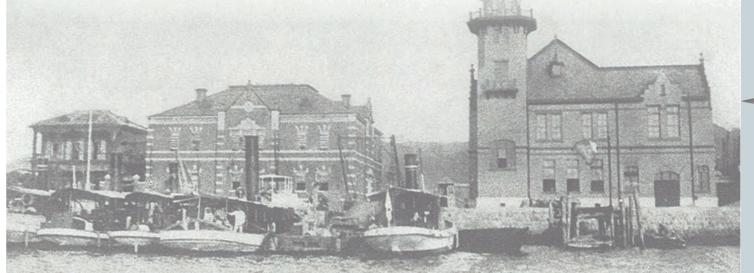






門司港第一船溜まり(明治43年) 出典:北九州思い出写真館 唐戸港(大正初期)





(2) 関門の自然

S字型の形状をなす海峡と両側の山並みが形成する変化のある「水と緑と空」のライン と、陽の光の当たり方の違いが関門海峡の自然景観の特性と言えます。

- ○北九州市側の山並みは夕日に映えるまで濃い山並みとして認識され、逆光により 海岸線がやや見えにくくなります。
- ○下関市側はほぼ南面しており、日中は日が当たるため、明るい山並み・海岸線と して認識されます。

関門の自然を代表する山並みや水際も、海峡を挟み、北九州市側と下関市側で異なる特 性が存在します。

- ○北九州市の山は標高が高く傾斜がやや急で豊かな森林が残されていますが、下関 市側の彦島から壇之浦にかけては標高の低い丘陵がつづき、唐戸から下関駅周 辺の中心部周辺の緩斜面の丘陵部では住宅化が進行しています。
- ○両岸共に自然海岸はほとんどありませんが、海峡への眺望が開けた海岸沿いの 整備が進んでいます。

■自然的資源特性図



■北九州市側 山の標高が高く、森林が多く残されています。



■下関市側 標高の低い丘陵がつづき、住宅化が進行しています。

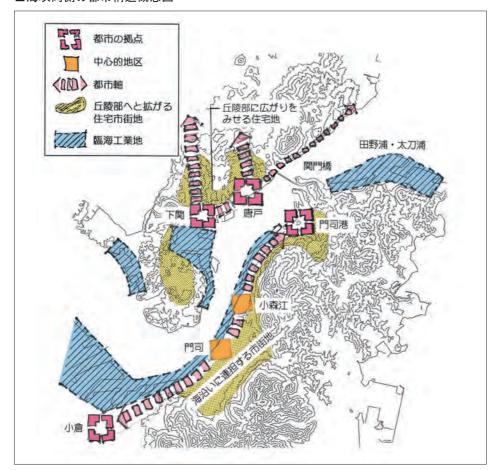


(3) 関門の都市

下関市は唐戸から下関駅周辺の2地区を中心に丘陵部へと面的に広がる都市構造を形成しているのに対し、門司側は国道199号・国道3号・JR鹿児島本線を軸に、海岸沿いを線的に連続した都市構造を形成しているのが特徴です。

- ○下関市の中心部では、下関駅南側の海岸沿いに造船所・港湾関連施設が集積していますが、その他の平坦地は概ね商業・業務系施設が占め、丘陵部にかけて住宅地が形成されています。
- ○これに対し、北九州市側では海岸部は概ね港湾関連の工場・倉庫等の生産流通施設が占めており、門司港・門司・小森江のJR駅を中心に比較的傾斜の緩やかな斜面地にかけて商業系・住宅系の施設が立地しています。
- ○両岸の一体感が認識できるゾーンにおいては、下関市側では海峡あいらんど21・山口県国際総合センター等の整備やあるかぽ~と下関(東港区再開発事業)、唐戸地区ウオーターフロント開発等が、また北九州市側では条例に基づく門司港都市景観整備地区の指定による景観誘導と門司港レトロ地区の整備や門司港地区拠点文化施設の整備等が進んでいます。

■海峡両側の都市構造概念図



(4) 海峡にまつわる文学

文芸を通じた両市の交流や、関門の地を舞台にした多くの作品が古くから残されており、今も 作品は生まれ続けています。

〇関門の歴史や祭事等を題材とした代表的な作家・作品

「夏潮の…平家亡ぶ…(高浜虚子)」「耳なし芳一…小泉八雲」 「宮本武蔵…吉川英治」「佐々木小次郎…村上元三」

「時間の習俗…松本清張:神官の着ている白い装束だけが火を受けて…」

○ 四季の変化・多様な表情を見せる関門の自然を詠んだ代表的な詩歌

「風師山梅ありという登ぼらばや…(高浜虚子)」

「清虚らに…はるの潮…(小橋鷹人)」

「…かざしの山風に…嶺の紅葉…(宮川尚古)」

○情緒ある港町の風情を題材とした代表的なもの

「舟みえて霧も…(飯尾宗祇)」「延着といえ春暁の…(中村汀女)」 「夢の道…古川薫」「少年の港…藤原新也」

○故郷としての優しい関門の風情を題材とした代表的なもの

「いづくにか吾古里はなきものか…(林芙美子)」 「漂泊者のアリア…(古川薫)」

(5) 関門の祭り・交流イベント

風土にあった伝統的な祭りに加え、最近は両市の発展のために海峡を利用した合同イベントも 行われています。

○祭りの歴史性・歴史を題材とした祭り

和布刈神社(和布刈神事)、赤間神宮(先帝祭・耳なし芳一まつり)、手向山(武蔵・小次郎祭)など

〇海峡を挟む2つの港町の個性豊かな「海のイベント」

しものせき海峡まつり、ふくまつり、ウニ供養祭、門司港みなと祭りなど

〇海峡を隔てた2都市の連帯感

海峡花火大会・門司、下関を巡る観光ツアー・行政連絡会議など



しものせき海峡まつり



海峡花火大会

(6) 関門の主な視点場から観た風景

関門景観は、この地域で生活している人々や観光・業務で訪れる人々が主要な視点場から見た 風景によって印象づけられています。関門の主な視点場は、人々が容易に近づけ眺望が広がる場 所として、山頂・山腹・水際にいくつかあります。それらの視点場からの主要な風景は以下のように なります。

- ○下関・門司両側ともに、背景となっている緑の山並みが大きな要素となっています。 下関側では山並みは連続していますが、全般的に低く、高い視点場からはその山並 みの裏まで眺望が望めます。門司側では古城山から風師山、戸ノ上山へと屛風のよう に立つ緑が特徴的です。
- ○水際に近い視点場では、眼前を行き交う多くの船舶がダイナミックに目に映ります。 海峡の幅が狭い関門海峡ならではの特有の眺めといえます。
- ○唐戸の市街地や門司港レトロ地区は、背景の緑と対比して際立って目に入ってきます。特に「レトロハイマート」「海峡ゆめタワー」は互いのランドマークとしてどの視点場からも目に入ります。
- ○関門橋を渡る際に車中から見える景色は、海峡を越える迫力と楽しさを与えてくれます。

主な視点場から見る風景の中には、夜景が強い印象をもたらすところもあります。ドラマティックな夜景を生み出している風景として、以下のようなものが挙げられます。

- ○道路公団及び両市が協力して行っている関門橋のライトアップはシンボル的に見え、 両側のつながりを強調しています。
- ○火の山などからは、門司と下関のあかりが海峡を取り囲むように連なって見えます。
- ○市街地のあかりは、背景の山並みと水面の暗の部分に対して際立って映ります。
- ○タンクや工場施設のあかり、唐戸市場のあかり等は水面に反射し、魅力的な眺めを つくり出しています。
- ○水面の暗の部分を行き交う船舶のあかりにより、夜間も動きのある眺望となっています。



火の山からの風景

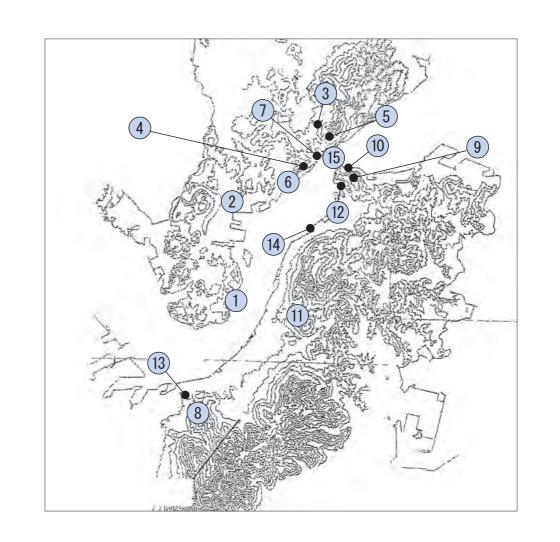


和布刈公園からの風景

■主な視点場

下関側の視点場から観た門司側の景観					
	彦島寄り	中央部	周防灘側		
山頂から	⊕彦島南公園	②海峡ゆめタワー	③火の山		
中腹から		④赤間神宮	⑤海峡ビューしものせき		
水際から	⊕彦島南公園	⑥唐戸桟橋	のみもすそ川公園		

門司側の視点場から観た下関側の景観						
	彦島寄り	中央部	周防灘側			
山頂から	⑧手向山	⑨古城山	① 和布刈公園			
中腹から	① 矢筈山中腹展望公園	②めかり第2展望台				
水際から	③赤坂海岸	④レトロ地区	⑤観潮遊歩道			



下関側の視点場から観た門司側の景観



- 山並みに挟まれ、奥行きを感じる海峡の眺め
- 火の山から古城山・風師山・戸ノ上山へと連続し、一体的に感じられる大 きな緑の連なり、雄大な風師山の眺め
- 海峡の水際に連続する港町を感じさせる落ち着いた色彩の倉庫群
- → 海峡の奥へと進む船によって奥行きを感じさせる
- ・山裾に広がりつつある斜面の住宅地

② 海峡ゆめタワー



- ・海峡全体を見渡せるパノラマ景観
- ・門司から小倉まで連続する高い山並みの緑に囲まれ、奥行きを感じる海峡
- 背景の緑の中で際だって見えるレトロ地区
- 港町の雰囲気を高める水際の倉庫群-落ち着きのある色彩でまとまりを感じる
- 眼下を行き交う船舶による動きのある海峡の眺め
- ・歴史的資源は数多くあるが、存在を感じられる所は少ない

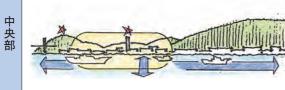
③火の山

周防灘側



- ・海峡のゲートとして両岸の強い結びつきを感じさせるシンボルとしての 関門橋とその奥に広がる門司港市街地の都市的景観
- ・周防灘から響灘まで海峡を囲むように連続する山並み
- 周防灘から響灘へと連続するS字型の海峡の奥行きを感じられる眺め
- 古城山の緑と古を偲ばせる和布刈周辺の眺め
- 眼下を往来する船舶の動きのある風景
- ・クレーン・コンテナ・オイルタンクなど、港湾独特の施設群が水際に 集積する太刀浦・田ノ浦の風景

④ 赤間神宮



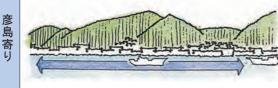
- ・連続する背景の緑の中で際立って見えるレトロ地区・門司港市街地の眺めと ひときわ際立つランドマークとなっているレトロハイマート
- 門司から小倉まで連続する高い山並みの緑
- 港町の雰囲気を高める水際の倉庫群-落ち着きのある色彩でまとまりを感じる 歴史的資源は数多くあるが、存在を感じられる所は少ない
- ・眼前を行き交う船舶と2都市の結びつきを強く感じさせる連絡船の風景

⑤海峡ビューしものせき



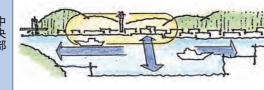
- ・ 周防灘から響灘まで連続する対岸の山並みの風景
- ・海峡の最も狭い部分を通過する船舶の動きのある風景
- 海峡のゲートとして両岸の強い結びつきを感じさせるシンボルとしての関門橋
- ・シンボル的な古城山の緑と古を偲ばせる和布刈周辺の眺め
- ・クレーン・コンテナ・オイルタンクなど、港湾独特の施設群が水際に集積 する太刀浦・田ノ浦の風景

①彦島南公園



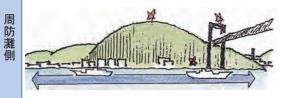
- 風師山~矢筈山・戸ノ山へと連続する屛風のようにそびえる高い山並みの風景
- 眼前を通過する船舶により高められる港町の雰囲気
- ・間近に見える対岸に連続する落ち着きのある水際の工場・倉庫群の風景-
- 港町のイメージを演出している 山裾に広がりつつある斜面の住宅地

⑥ 唐戸桟橋



- ・屛風のように連続する高い山並み
- ・山並みを背景に、水際に(線的に)連続する市街地の都市的な風景
- 緑の山並みを背景に、色彩や建物等により際立つ門司港レトロ地区一帯の 風景-港町の風情を感じさせる
- ・歴史的資源は数多くあるが、存在を感じられる所は少ない
- ・眼前を行き交う船舶と2都市のつながりを感じさせる連絡船の風景

⑦みもすそ川公園



- ・連続する山並みの中でシンボル的に際立つ古城山・関門橋の右手に広がる 門司港市街地(レトロ地区)の風景
- ・周防灘に抜ける拡がりのある海峡景観と眼前を行き交う船舶による動きの ある風暑
- 歴史的イメージが強く感じられる和布刈周辺
- ・太刀浦~田ノ浦にかけてのクレーン・コンテナ・オイルタンク等の港湾 独特の施設風景

門司側の視点場から観た下関側の景観

⑧ 手向山

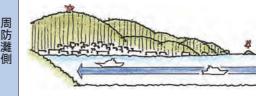
- ・彦島から火の山、さらには風師山へと連続し、一体的に感じられる緑の山並みの緑
- ・響灘に開かれた眺望、S字型に湾曲する変化に富んだ海峡の眺め
- ・海峡の奥へと進んでいく船舶の動きのある風景
- ・水際に並ぶ、造船所・クレーンなどの港町ならではの港湾関連工業施設の風景

⑨ 古城山



- ・彦島から火の山まで連なる山並みを背景にはるか響灘まで眺望が開けた絵 巻物のようなパノラマ景観と眼下を行き交う船舶の動きのある眺め
- ・海峡の強い結びつきを感じさせるシンボルとなる関門橋
- ・水際に集積する商業・業務施設とその背景のなだらかな丘陵部へと広がる
- ・市街地の明かりとライトアップされた関門橋の対比と行き交う船の明かり がつくる美しい夜景

⑩和布刈公園



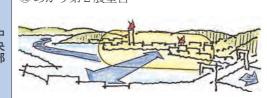
- ・周防灘に大きく開かれた開放的な眺め-海峡の玄関
- ・水面に対しコントラストをなす火の山から長府にかけて重なり合う ボリュームのある緑の山並みの風景
- ・眼下の海峡のくびれを往来する船舶のダイナミックな動きのある風景
- ・海峡の遠方に浮かぶ満珠・干珠島の風景-歴史を感じさせる
- ・水際(国道9号沿道)の商業施設と背後の丘陵部の戸建住宅地の風景

① 矢筈山中腹展望公園



- ・彦島から連なる山並みの緑
- ・彦島の丘陵部へと広がる住宅地の風景
- ・造船所のクレーン等が集積する港町ならではの工場群
- ・眼下を往来する船舶の動きのある風景
- ・門司側の市街地の建物等により視界が遮られる

⑫めかり第2展望台

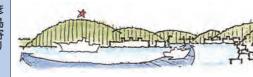


- ・彦島から連なる緑を背景に響灘まで広がる水面とそこを行き交う船舶の
- ・海沿いに集積する市街地から丘陵部へとつながる住宅地からの風景 ・海峡の強い結びつきを感じさせるシンボルとなる関門橋
- ・歴史を強くイメージさせる巌流島
- ・門司側の市街地の建物等により視界が遮られる

③ 赤坂海岸



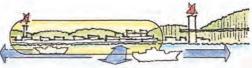
か



- ・彦島から火の山、さらには風師山・矢筈山まで連なる緑の山並みに 囲まれた奥行きのある海峡の眺め
- 水際に集積する工業系施設の風景(造船所等)
- ・眼前を往来する船舶の動きのある風景

(4) レトロ地区





- ・眼前の水際に並ぶ商業業務系施設による下関中心部の都市の風景と新しい シンボル「海峡ゆめタワー」
- ・赤間神宮など歴史を感じさせる資源は多いが、意識される場所は少ない
- ・眼前を行き交う船舶と両側のつながりを感じさせる連絡船の風景

⑤ 観潮遊歩道



- ・眼前のシンボリックな火の山・火の山から長府にかけての高い山並みと ボリュームある緑の風景
- ・海峡の最も狭い部分を通る船舶のダイナミックな動きのある風景
- ・周防灘に抜ける開放的な海峡景観と遠方に浮かぶ歴史的由来のある満珠・
- ・国道9号沿道の水際の商業施設と背後の丘陵部の戸建住宅地の風景

(7) 市民の目から見た関門八景

関門景観を考えていく上で、平成11年に「海峡市民会議」を一般公募による市民やまちづくり 団体に呼びかけて行いました。その際、皆で関門八景を選びました。

1景:海峡のパノラマ景観(夜景も含む)



2景:門司港レトロ地区



3景:海と夕陽の風景



4景:潮の流れと行き交う船



5景:四季の変化



海峡の歴史(神社や歴史的建造物等を含む)



7景: ゆめタワーや関門橋などのシンボル的な景観



8景:眼前の緑の山並み



2. 関門景観の特性と課題

(1) 関門景観の魅力

関門景観は、対岸や海から感じ取られる

「海と山並みが創るダイナミックな構図」「眼前に広がる海峡のパノラマ景観」 「山並みの四季の変化」「関門橋等のシンボリックな景観」

「海と船の動きのある風景」「水際に並ぶ倉庫等の港湾関連の施設群」 等の海・まち・緑の大きな景観から、

「唐戸周辺や門司港周辺の歴史的な雰囲気」「歴史のある神社と祭礼」 等の街並み、歴史や言い伝え等にまつわる小さな景観まで、多種多様な様相で成り立っており、 それが関門の魅力をつくり出していると言えます。

関門の魅力をつくり出している景観の特性を整理すると以下のようになります。

ダイナミックな 「パノラマ景観」 (夜景を含む)

- ・対岸や海から観る山並みとまちと海 の一体的な海峡の眺め
- ・海峡の両側に広がる2都市の背景
- 2 夕陽に映える 「湖の流れ」 ・潮流の速い海の力強さ 「潮の流れと船の動き」眼前を行き交う船と海の風景

「多様な表情

の関門海峡

関門の魅力

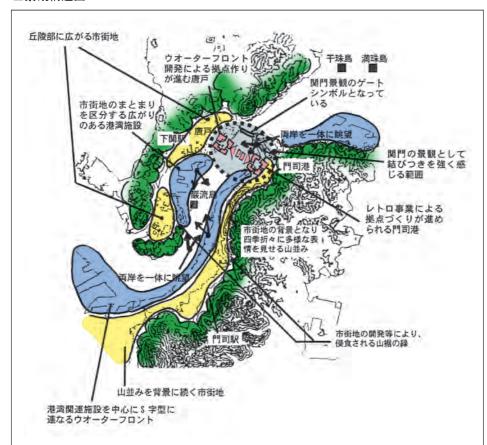
- ・ダイナミックな構図 ・ロマンチックな港町
- 季の風景 ・海峡のドラマチック
- 3 四季を映す 「面側の名 「両側の緑の山並み」。を見せる山並み、水際から観る際だった山並み
 - ・海峡の背景をなし、四季折々の表現
- (市街地及び港湾施設群)
- 海峡を介して向かい合う・開港期の面影を残す「門司港」と 「2つのまちなみ景観」 | 暦円向辺」 水際に並ぶ倉庫など、港町らしい雰 囲気を持つ港湾関連の施設群
- ランドマークによる 「シンボリックな景観」
- 関門橋・海峡ゆめタワー・レトロハ イマート等のランドマークがつくる シンボリックな海峡の景観
- 厚くドラマチックな 「歴史」と「文化」
- ・交通の要衝として古代から現代まで の厚みのある海峡の歴史とう文化
- ・国際港としての下関・門司港の歴史

(2) 景観構造

関門の魅力を構成している景観は、関門の歴史や祭り、交流等が色濃く投影されている自然や都市資源等が組み合わされて、次のような固有の景観構造をつくりあげています。

- ○下関市と北九州市側の連担したまちなみが S 字型の海峡に沿って続いています。それぞれのまちなみは、中心市街地や住宅地、港湾施設等の組合せ方と背後の山並みの形によって両岸で異なる景観となっていますが、海峡が比較的狭く直線的になっている中央部は、海面を介して一体感があります。
- ○下関市側と北九州市側で標高は異なっていますが、水際近くのまちなみの背後に迫る 山並みを持つ海峡特有の地形は、海上や対岸からの景観に安定感をもたらすとと もに、海上を行き交う船や潮の流れを含めたパノラマ景観が楽しめる多くの眺望 点を提供しています。
- ○地域に住む人々の日常生活や来訪者も含めた交流、物資の積み降ろしや生産活動等が、連続するまちなみの景観を創り出しています。そこには関門海峡が継承してきた歴史や文化がしのばれ、これまでのドラマチックな歴史や文化を感じさせる水際を構成しています。
- ○あるかぽ~と下関、門司港レトロ地区のにぎわいや、赤間神宮、和布刈神社、壇之浦、 巌流島等の歴史環境、四季の変化を見せる背後の山並みをめぐる連続性のある景観 が、速い潮の流れと行き交う船等を挟んで、見る人々の心に様々なロマンをかもし 出し、ダイナミックなパノラマ景観の中に多彩な心象風景をつくりあげています。

■景観構造図



(3) 景観資源の問題点

関門景観の形成は、このような関門の景観構造の固有性を支える豊かな景観資源を守り、育てていくとともに、これまで埋もれていた歴史・文化環境を発掘し、育て、創ることが必要ですが、現在の関門景観の構造を支える景観資源には、次のような問題点があります。

○海とともに関門景観のダイナミックなパ ノラマ景観の骨格となり、海や対岸から の景観の安定感を与える背景の山並み は、自然緑地と造成緑地、人工法面等で 構成されていますが、連続性に欠ける部 分もあります。



○関門景観を人々の生活の舞台として感じさせる景観資源となっているまちなみは、中心市街地や港湾施設、工場等、機能や用途が異なる建物等が連なっています。それぞれの場所には周辺との調和や、その場にふさわしい個性を有していないところもあります。



○海峡の水際を見ると、門司側では港湾関連施設を中心とした産業景観が、下関側では住宅やレクリエーション施設、港湾関連施設、事業所などの景観が都市の活力を感じさせていますが、場所によってはその素材や色彩など、海峡の一体感や連続性の魅力を損なっている面も見られます。また、親水性や眺望性の景観的活用に欠ける部分も見受けられます。



○海峡には、各時代の歴史が積み重ねられています。門司港レトロ事業による歴史の復元などが一部に見られるものの、貴重な歴史資源の中には、押し寄せる都市化の波に飲み込まれるように埋没しているものも見受けられます。



(4) 関門景観形成の課題

関門の景観構造を踏まえて景観形成に向かって考慮すべき課題は、以下のように整理できます。

①海峡の背景を形づくる山並みの緑の保全・修景

関門景観は、海とまち、その背景をなす山並みからなる大きな構図を持っています。下 関側は緩やかな丘陵地で、丘陵を覆うような住宅地の中に緑が点在し、門司側の山並み は比較的標高が高く、まちなみの背景として四季折々に変化を見せながら屏風状に連 なっています。

下関側では市街地に潤いをもたらす丘陵の貴重な緑、門司側では市街地のまとまりを もたらしている山裾の緑の消失が見られていますが、関門景観の骨格として、現在の山並 みや丘陵の緑を守るともに、一体的な緑として育てていくことが必要です。

②下関市・北九州市が連携して進める個性あるまちなみづくり

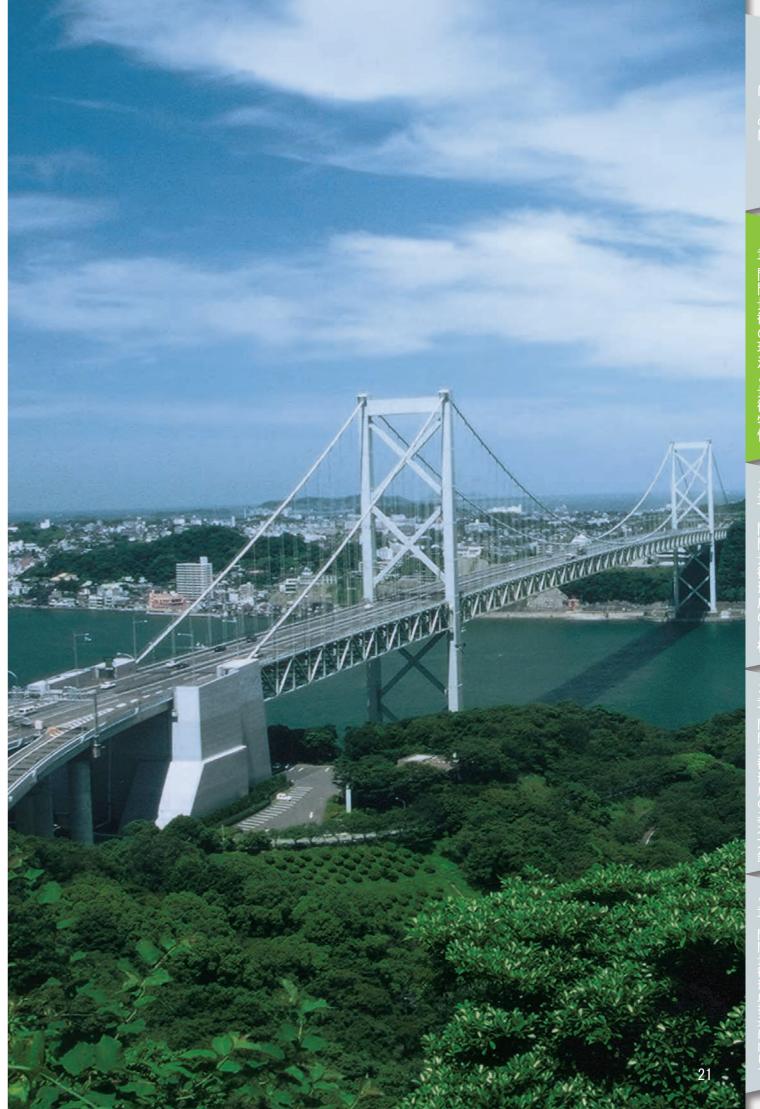
現在、下関市はあるかぽ~と下関をはじめウォーターフロント開発が進んでおり、北九 州市でも門司港レトロ事業が進められ、それぞれに個性と魅力ある拠点が形成されつつ あります。下関・門司の両岸のまちなみについては、これらの拠点を中心として、それぞれ の場所の機能や用途にふさわしい個性的で調和のとれた景観をまちなみ全体の景観形 成を考えながら誘導していくことが必要です。

③海峡を縁取る水際の魅力づくり

水際とそれに続く水辺の創り出す景観は、海や対岸からの眺望を重視する関門景観の 骨格を支える重要な景観で、水際を縁取る道路や岸壁などの施設や、親水性を持った場 所や建物と一体となったまちなみで構成されています。水際の魅力づくりを進めるために は、海に面した道路や広場、岸壁、建物のデザインだけではなく、海峡へ近づく接点の活 用や建物の間から見える海への眺望の確保等、水辺環境の魅力づくりも必要です。

④各時代の積層する歴史的資源の活用

関門地域の歴史や文化を継承する景観資源は、現在十分に活かされているとはいえま せん。今後、山並みやまちなみ、水際の景観形成を進めていくなかで、貴重な要素として 活用していくことが重要です。関門景観全体の形成において、まちづくりの中に歴史的資 源を活かしたり、その周辺も含めた歴史的環境を継承していく必要があります。



2章 関門景観形成の目標

1. 関門景観形成のテーマと目標

魅力ある海峡の景観を将来に継承するよう、守り、育て、創りあげていくためには、「関門地域全体の景観づくり」から「自然や歴史を感じる身近な街並み環境づくり」まで、魅力を活かし、高め合うよう、両市民が協力することが欠かせません。そして海から、または対岸から眺めた際に、「緑豊かな山並みを背景に活き活きときらめく街並み」「力強く航行する船」を一体の景観としてとらえ、景観形成に取り組んでいくことが重要です。

これから目指す関門景観のテーマと目標を次のように定めます。

山の緑とまちが 関門海峡を取り囲んで一体感を持つ 多様な表情のパノラマ景観

を市民・行政・事業者が守り、育て、 創りあげ将来の市民に継承していく

目標1

海峡を囲む表情豊かな「山並みの緑の景観」を守り、育て、創る

海と街並みを背景として関門景観を形づくる火の山や古城山、風師山をはじめとする山並みの、四季折々の表情豊かな緑を守り育てていきます。

目標2

積層する歴史の中で海峡に向かい合う 「個性あるまちの景観」を守り、育て、創る

海峡を挟んで向かい合う唐戸や門司港を中心とした2つの都市の古代から続く厚みのある歴史、陽の光や季節の違いによる魅力等を演出し、互いの個性を 高め合うようなまちの景観を演出し整えます。

目標3

躍動感のある海峡を縁取る「水際の景観」を守り、育て、創る

速い潮流を力強く行き交う船や関門海峡に沿って連なる港湾施設群の躍動感ある水際の景観の魅力を高め、整えます。

2. 関門景観形成の目標像

景観の一体性、対岸や海からの見え方等を踏まえ、景観形成の目標像を関門景観を構成する 骨格として示します。

■関門景観形成の骨格図



緑のゾーン

関門景観の背景を構成する山並みの緑を 守り、育てます



島のゾーン

満珠・干珠島、巌流島の歴史を顕在化し、 自然環境を守り、育てます



まちのゾーン

山裾に連なる住宅地のまとまりある市街地景観を整えます



港湾のゾーン

港湾関連施設を中心としたまとまりある産業景観を整えます



海峡のゲート

関門海峡のゲート空間を演出します



水際の軸(港湾関連施設)

港湾関連施設群等の躍動感ある水際の連なり を演出し、整えます



水際の軸(臨海部観光・商業施設)

海と親しむウォーターフロントを演出し、整えます



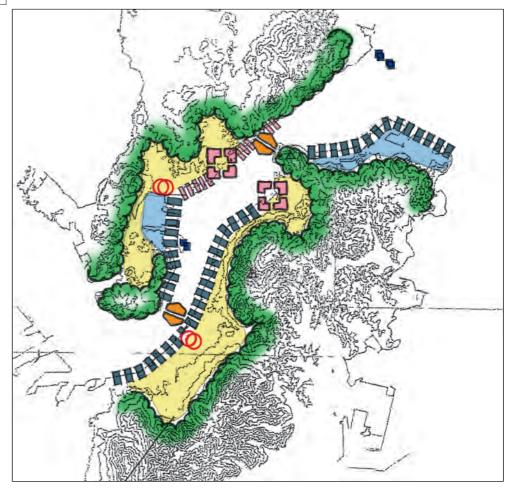
景観形成の拠点

歴史を継承し個性ある拠点景観を演出し、整えます



まちの中心

JR駅を中心にしたまちの賑わいを演出し、整えます



3章 関門景観形成の基本方針

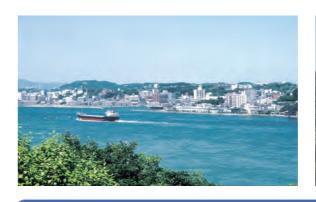
関門景観形成の目標を達成し、関門の魅力を高め継承していくため、関門景観の保全、 育成、創造の方針を以下のように定めます。



方針1: 景観のまとまりと豊かな表情をつくる「山並みの緑」の保全・個

海峡の背景を囲む山並みは、関門景観の一体感をもたらす重要な構図を形成するとともに、四季折々の変化に富んだ表情をつくり出しています。市街地の開発等による荒れた山肌等、緑を背景にした街並みのまとまりある景観の妨げになっている箇所も見られます。このため、「対岸や船からの見え方」を考慮して、緑の保全・修復を検討し、両市民とともに海峡の両岸の山並みを守り、育てることが重要です。

- ○対岸や船からの見え方を考慮して、海峡を取り巻く山並みの緑の保全・斜面の緑化 修復を図ります。
- ○斜面地における住宅地の開発も、背景となる緑の景観を守る工夫や、潤いのある緑豊かな住宅地の景観の創出のため、緑化の誘導を図ります。





方針2: 海峡を隔てて互いに魅力を高め合う「まちなみ」の形成

海峡を隔てて向かい合うまちは、歴史的に政治・経済・文化の中心地として、多様な顔をつくりあげてきました。

現在、関門地域では拠点となる唐戸や門司港周辺を中心として互いに魅力あるまちなみづくりが進められています。今後、両岸の2つのまちなみを市民・行政・事業者が協力して景観誘導することで、互いのまちなみの魅力を高め合いながら関門景観にふさわしい都市景観を創り出すことが重要です。

○まちなみを構成する建物等を中心として、その地区の特性をふまえながら景観誘導 のルールづくりをしていきます。





方針3 : 海峡沿いの両岸に連なる「水際」の形成

海峡の両岸の水際には、港湾施設を中心とした海峡の力強さや都市の活力を表す空間が続いています。海峡両岸の水際の魅力アップを図るために、海に近づける場所や視界確保のための水辺の景観形成に取り組むことが重要です。

- ○地域特性を踏まえながら、カラールネッサンス北九州等の既存制度やウォーターフロント開発と連動した港湾施設の色彩誘導等、活力と躍動感ある水際の連続性の形成を図ります。
- ○建物のデザインやオープンスペースの設計に対して、海峡両岸の回遊性も考えなが ら、海が見え、身近に感じたりできるような景観づくりへの誘導が重要です。





方針4: 海峡が培う厚みのある「歴史」の継承と活用

関門海峡一帯は満珠・干珠や巌流島等の歴史に登場する自然環境、赤間神宮や和布刈神社、 唐戸や門司港周辺の近代建築物等、様々な歴史的資源が散在しています。こうした海峡が培って きた歴史を海峡の魅力としてさらに顕在化していくことが重要です。

○歴史環境や歴史資源を顕在化させ将来に継承していくよう、周辺地区も含めてその 見え方や建築物等のデザインに配慮していきます。





方針5: 関門の新たな魅力となり、両岸に広がる「夜景」の演出

関門橋のライトアップをはじめ、両岸に連なるまちのあかりや行き交う船のあかりが、関門景観の魅力のひとつになっています。対岸や船からの見え方やパノラマとしての全体的な構図等を考慮した上で、両岸が一体となった関門の夜景をつくることが重要です。

- ○夜間の利用者も多い「火の山・めかり公園から俯瞰する海峡全体の夜景の演出」を中心に、「あるかぽ~と地区・唐戸・レトロ地区等の水際や船から対岸を観た夜景の演出」を含めて、海峡全体の夜景を市民とともに創出します。
- ○夜景は、水際のラインがエッジとして強調されるような連続性に留意するとともに、 航路障害とならないよう配慮しながら関門橋等のシンボルや海峡を航行する船のあ かりが強調されるものとします。

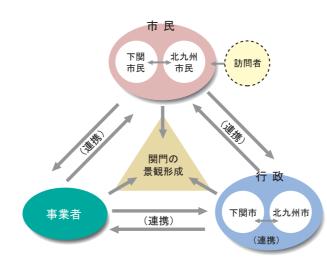




方針6: 両市・両市民・事業者の連携による「景観づくり」の推進

関門景観形成の推進は、両市民の貴重な共有財産の保全、育成、創造を両市の行政と市民及び 事業者が連携して取り組むことが重要です。

> ○両市の行政と市民及び事業者はそれぞれの役割を果たしながら、パートナーシップを 持って、相互に協働していくことが重要です。



行政の役割

行政は、市民や事業者への情報提供や啓発、活動への支援等を積極的に行うとともに、地区指定や指針づくり等の景観誘導や公共施設の整備等において、連携して先導的な役割を果たすことが求められます。

市民の役割

両市の市民は関門景観形成について、行政が実施する施策へ協力するとともに、自ら景観形成への意識を 高め、魅力的な関門景観づくりの活動主体として参加 していくことが求められます。

事業者の役割

関門地域において事業活動を行う事業者は、地区の 景観づくりの活動主体としての意識を持つとともに、そ の事業活動に際しては関門景観の形成に寄与するよう 協力することが求められます。

4章 関門景観形成推進に向けて

1. 関門景観形成推進の考え方

関門の景観の特徴と魅力とは、眼前に広がる海峡の海や背景の山並みがつくる四季折々の変 化ある自然の風景、航行する船等、さまざまな要素が織りなして創りだされた姿全体と言えます。 関門の景観を守り育て創りあげていくためには、さまざまな要素で成り立つ関門地域全体のバラ ンスを保って、今後の都市活動を進めていくことが必要です。

関門景観の形成は、下関市・北九州市の両市、両市民が個別に行っていくのみではなく、両市、 両市民が連携して行わなくてはなりません。

中でも両市は、建築物等、道路、公園、港湾その他の公共施設の整備を行う際には、景観の形 成に先導的な役割が求められます。

一方両市民は、関門景観の形成に関する意識を高めるとともに、市が実施する関門景観の形 成に関する施策に自ら進んで協力していくことが求められます。

地域で事業を行う事業者も、市の施策に協力して、海峡を挟んで景観の「地」となる背景の山並 みと、「図」となる街並みや建物等のバランスを保った事業活動が求められます。

2. 関門景観形成の誘導

関門景観形成の実現に向け、関門景観条例では、景観形成を積極的に推進していく必要があ る地区を関門景観形成地区として指定し、地区の景観形成を誘導するための指針を定め、景観 に大きな影響を与える建築等の行為を行う際に届出を義務づけ、指針に基づいて協議・誘導を 行います。指針は、景観形成の基本方針を具体的なガイドラインとして示すもので、関門景観形 成地区全体の景観形成の目標像と誘導の方針を踏まえたものです。

関門景観形成は、指針に基づいた協議・誘導を通して関門景観形成地区の目標像を具体化してい くことを中心に推進することになりますが、景観形成に大きな影響を与える公共施設等の適切なデザ イン調整や民間事業の情報の迅速な把握等とも合わせて、総合的に進めていく必要があります。

関門景観形成地区指定
→ 建築物等の新築等の届出 → 協議・誘導 関門景観条例

3. パートナーシップによる景観形成推進活動の展開

関門景観形成の推進は、関門景観が両市の共有財産であるため、両市の市民、事業者及び行 政が連携し、パートナーシップによる活動を展開していくことが重要です。関門景観形成地区の 指定等と並行して、関門景観全体の景観形成推進活動を市民・行政が中心となって進めていくこ とが求められます。

関門地域では歴史的・地理的に両市民の交流は広く行われており、現在は対岸を意識した花 火大会等を初めとしたイベントも行われ、両市民は対岸への思いを深めてきました。両市民がこ れらの蓄積を継承・発展させて、県境を越えた一体的な関門景観形成に向かって活動を多様で 幅広いものとしていくことにより、関門景観の質を永続的に向上させていくことができます。

両市の行政は、これらの活動の発展やきっかけづくりのために、啓発やそれに必要な情報提供 を積極的に行っていくことが重要となります。同様に両市の行政は市民と連携して、交流イベント や研究等を実施するとともに、それらの活動を支援していくことが求められます。

さらに両市民や事業者は、このような支援体制を踏まえて、活動団体やNPOへの展開も含め て、自主的景観づくりの主体として、街並みや環境の整備にかかわって行くことが望まれます。

関門景観条例

第1条 この条例は、下関市及び北九州市(以下「両市」という。)の市民(以下 「両市民」という。)が共同で受け継いでいく貴重な財産である関門書観を保 全し、育成し、又は創造するために必要な事項を定めることにより、関門景観 の魅力を更に高めるとともに、将来の市民に継承することを目的とする。

- 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め るところによる。
- (1)関門景観 関門海峡並びにそれに面した地域における山並み等の自然 環境、歴史や文化が薫る街並み及び人々の活動により構成される景観の
- (2)関門景観の形成 関門景観を保全し、育成し、又は創造することをいう。 (3)建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定す る建築物(以下「建築物」という。)及び建築物以外の工作物で規則で定め るものをいう。

(基本理念)

- 第3条 関門景観の形成は、下関市及び下関市民又は北九州市及び北九州 市民が個別に行うのみならず、両市及び両市民が、共同して行うことが求め られていることにかんがみ、両市及び両市民はこれを連携して行わなけれ
- 2 関門景観の形成は、市域内部における景観のみならず、関門海峡の対岸及 び海上からの眺望についても配慮して行わなければならない。
- 3 関門景観が現在及び将来の市民にとってかけがえのない貴重な財産である ことにかんがみ、将来の市民に、より魅力あるものとして継承していかなけ ればならない。

(市長の青隆)

- 第4条 市長は、前条に定める基本理念にのっとり、関門景観の形成に関する 基本的かつ総合的な構想(以下「関門景観基本構想」という。)を定めなけれ
- 2 関門景観基本構想は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 関門景観の形成に関する目標
- (2) 関門景観の形成に関する基本方針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関門景観の形成に関する重要な事項
- 3 市長は、関門景観基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじ め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第1項の規定に基づき 両市が共同で設置する関門景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴 かなければならない。
- 4 市長は、関門景観基本構想を策定し、又は変更したときは、速やかに、公表 するものとする。
- 5 市長は、関門景観の形成のための施策の策定及び実施に当たっては、市民 の意見、要望等を反映させるよう努めなければならない。

(市の先導的役割)

第5条 市は、建築物等、道路、公園、港湾その他の公共施設の整備を行うとき は、関門景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

(市民及び事業者の青務)

- 第6条 市民は、第3条の趣旨を踏まえて、関門景観の形成に関する意識を高める とともに、自ら進んで関門景観の形成に寄与するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、第3条の趣旨を踏まえて、その事業活動に際しては、関門景観の 形成に寄与するよう努めなければならない。
- 3 市民及び事業者は、関門景観基本構想を尊重し、市が実施する関門景観の 形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 関門景観形成地区

(関門景観形成地区の指定)

第7条 市長は、関門海峡に面した地域のうち、関門景観の形成を積極的に推進し ていく必要があると認める地区を関門景観形成地区として指定することができる。

- 2 市長は、関門景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を 公告し、その案を当該公告の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供
- 3 前項の規定による公告があったときは、当該地区の住民その他利害関係人 は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日まで に、縦覧に供された案について、市長に意見を申し出ることができる。
- 4 市長は、関門景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の 意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、関門景観形成地区を指定したときは、これを告示しなければならない。
- 6 第2項から前項までの規定は、関門景観形成地区の指定を変更する場合に

(関門景観形成指針)

- 第8条 市長は、関門景観形成地区を指定しようとするときは、関門景観基本 構想に定める関門景観の形成に関する基本方針に従い、あらかじめ、当該 地区に係る関門景観の形成に関する指針(以下「関門景観形成指針」とい う。)を定めなければならない。
- 2 前条第2項から第5項までの規定は、関門景観形成指針を定め、又は変更す る場合について準用する。

(関門景観形成地区における行為の届出)

- 第9条 関門景観形成地区において、関門景観の形成に大きな影響を与える 建築物等で規則で定めるものの新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大 規模の模様替若しくは外観の過半にわたる色彩の変更を行おうとする者又 は規則で定める土地の形質の変更を行おうとする者は、規則で定めるところ により、当該行為に着手する日の30日前までに、その内容を市長に届け出 なければならない。
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する行為については、適用しない。 (1)通常の管理行為その他軽易な行為で周囲の景観を損なうおそれのない ものとして規則で定める行為
- (2)非常災害のため必要な臨時応急の措置として行う行為

第10条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、関門 景観の形成のために特に必要があると認めるときは、当該届出をした者に 対し、関門景観形成指針に適合させるために必要な措置を講ずるよう要請 しなければならない。

(勧告)

- 第11条 市長は、第9条第1項の規定による届出を行うべき者が正当な理由 がなく同項に規定する期日までに当該届出を行わない場合は、その者に対 し、当該届出を行うよう勧告することができる。
- 2 市長は、前条の規定による要請に応じない者に対し、関門景観の形成のため に必要な限度において、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 3 市長は、第9条第1項の規定による届出が虚偽であることが判明したとき は、関門景観の形成のために必要な限度において、必要な措置を講ずるよ う勧告することができる。
- 4 市長は、前3項の規定により勧告を行おうとするときは、あらかじめ、審議会 の意見を聴かなければならない。

- 第12条 市長は、前条第1項から第3項までの規定による勧告を受けた者が、正 当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表され るべき者にその理由を通知し、意見の聴取及び有利な証拠の提出の機会を 与えなければならない。

第3章 雑 則 (委 仟)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

この条例は、下関市、北九州市の両市において、 平成13年10月3日に施行された。

※ その後、両市において、平成22年10月に景観法に基づく条例に改正され、平成23年4月1日に施行された。